20　年　月　日

学術情報部

部長　奥田　紫乃　様

本学指導教員氏名（自署）

学術研修員氏名（自署）

責任者氏名　（自署）

学術研修員出願に際して

　「同志社女子大学学術研修員に関する内規」（以下、「内規」という。）に規定されている学術研修員に出願します。当該出願が承認された場合は、下記を承諾した上で対象となった研修を行います。

　　研究テーマ等

　研修期間

記

|  |
| --- |
| 定義・産官学連携事業等の推進並びに本学教員の研究活動補助の目的のため、本学において学術研修を希望する者（内規第1条第1項）。 |
| 位置付け本学と雇用関係にはなく、審査を行った上で「学術研修員」という身分を与えている。・学術研究員とは異なる（学術研究員：産官学連携事業等の推進並びに本学教員の共同研究活動支援の目的のために、本学において学術研究を希望する者）。・本学の科学研究費補助金研究者名簿には掲載しない。 |
| 義務・学内では学術研修員証を見えるところに着用する。・研修期間終了後は速やかに学術研修員証と図書館利用カードを返却する。 |
| 学術研修員が関与する事故が発生した場合の責任の所在・内規第2条第1号～第3号に該当する学術研修員　学術研修員（本人）、本務機関もしくは企業、および指導教員・内規第2条第4号に該当する学術研修員　学術研修員（本人）、および指導教員 |
| その他・指導教員は研修目的に反しない範囲で、指導している学術研修員を作業に従事させることができる（時給1,080円）。当該作業にかかるアルバイト費は、指導教員の学内研究資金（教員個人研究費、研究助成金、研究奨励金）および学外研究資金（公的研究資金含む）から支出することができる。ただし、当該研究資金にかかる研究目的、本学における規則等、契約、もしくは補助条件に反しない場合に限る。・指導教員は、自身を研究担当者とする学外研究資金（受託研究、共同研究、奨学寄付金）を用いて学会等に出席するため等の旅費を支出することはできない。ただし、当該研究資金の契約書において当該学術研修員を共同研究者として明記している場合は除く。なお、当該指導教員を研究代表者もしくは研究分担者とする科学研究費補助金については、当該科研費の研究遂行上、必要である場合は支出することができる。・学生に対する授業や実習に対する補助を行うことはできない。 |

注）　上記の「義務」を履行されない場合、研修期間内であっても、本学は研修を中止することができる。

以上